

## 第 16 回 焼津市行財政改革推進審議会

1 開催日時 平成 23 年 4 月 20 日（水） 9：00～11：00

2 開催場所 焼津市役所 本館 6 階 603 号室

### 3 次 第

(1) 職員の定数・給与等について

①職員定数について

②職員の給与等について

③臨時職員数及び賃金について

④職員研修、人事評価について

⑤機構改革について

(2) その他

### 4 出席者

(委員)

五十右信幸 委員

大石人士 委員（副会長）

坂本光司 委員（会長）

杉山秀夫 委員

村松佳苗 委員

望月誠 委員

山本幸子 委員

良知トヨ 委員

小松みゆき 委員

(事務局)

山田 副市長

渡仲 企画財政部長

岩谷 企画財政部次長兼企画調整課長

村松 人事課長

福與 財政課長

石原 企画調整課行政改革推進担当係長

秋山 企画調整課企画調整担当主査

5 議事録 別紙のとおり

1. 開会 (事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ただいまから、第16回審議会を開催する。</li> <li>・審議会条例により議長は会長が務めることとなっているので、坂本会長よろしくお願いいたします。</li> </ul>
2. 議事 (坂本会長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の定数について、職員の給与等についてということで、一応、前回までの議論をふまえて、事務局の方でたたき台をここに示しておいた。これを読ませていただき、足りないことがあれば加筆修正を、あるいは根本的に直していただいても構わない。</li> </ul>
(事務局)	(事務局で答申案を代読)
(坂本会長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どうぞ、各委員からご質問でもご意見でもお願いしたい。</li> </ul>
(望月委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2の職員の諸手当のところだが、通勤手当と選挙事務に係る手当が出ている。私は原則的には廃止と言った。それと、住居手当が載っていない。特殊勤務手当については原則廃止で、通勤手当がここに書かれているようなことで、それから、山本委員から出た住居手当というのが国と明らかに異なっているが、その辺のところはどうなっているのか。</li> </ul>
(坂本会長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊勤務手当が20項目くらいあるが、それに対してここでの意見は、原則廃止という形での議論があったのがひとつ。それから住居手当。</li> </ul>
(望月委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居手当は国のほうは支給されていない。1年～2年前までは支給されていたようだが、金額は焼津市の半分くらいだった。国はその後廃止されている。もし国に準ずることができないのなら、どういう理由で市民が理解できるような形で説明をするか。</li> </ul>
(五十右委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊勤務手当といっても、仕事としてやっていることが多いのではないかとということで、要するにそれは手当として出す必要がないのではないかとということをおっしゃったと思う。仕事だから、それに手当を出す必要はない。その種のことを検討いただきたいということだったと思う。</li> </ul>
(坂本会長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊勤務手当に関しては、当日配布資料9を見ると、他市は本市と比べて全体的に少なくなっている。議論した方がいいのではないかと。</li> </ul>
(望月委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・なぜ焼津市が、藤枝、島田、掛川、静岡市の4市とこれだけ違うのかという説明をしていただきたい。</li> </ul>
(山田副市長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確かに筋論から言うと、本来業務に特殊勤務手当を付けるべきではない。結局、不快とか、人が嫌がる仕事について多少なりとも金銭で補てんをしようと</li> </ul>

	<p>というのが考え方。どういう作業に付けるかというのは、それぞれの部署が判断する。具体的には規則で出している。</p> <p>・確かにこうして見ると、焼津市は細かく細かく付けてある。死体を收容するとか、本当に誰でも嫌な仕事については残さざるをえないのかなと思う。ただ、行政職の職員が人事異動で回ると、誰でもあたる可能性がある。</p> <p>・それ以外に例えば、し尿取扱い手当等は、初めからそういう職種で採用されているので、本来は五十右委員が仰るとおり、本来の業務である。</p>
(望月委員)	<p>・前回も言ったが、これを広報に載せたらどうかと思う。細かくこういう手当をもらっているというのを載せたら、たぶん市民は不快感を示すと思う。</p>
(山田副市長)	<p>・仰るとおりである。やはり説明責任である。人に説明できなければ間違い。人に説明できれば正しいということである。</p>
(良知委員)	<p>・副市長が仰るとおり、情報を公開するのと同時に、忘れてはならないことは説明責任であると思う。やはりこの行革のメンバーというのは全員市民である。今回の総合計画の中においても、行革の中でも市民目線と言っているし、意識改革と仰っているので、例えば手当に関してこういうふうに見直しましたとか具体的なものを、これから広報でどんどん出して行ってくれれば、市民も行政がそんなに頑張っているんだったら市民協働で市民ができることをしていこうと、市民の意識改革にも繋がっていくと思うので、ぜひお願いしたいと思う。</p>
(大石副会長)	<p>・私は皆さんとちょっと違うところがあるかもしれないが、根本的なところで、公務員の給与というのは、頑張っても頑張らなくても一律であるのが一番良くないと思う。</p> <p>・評価の方法は色々あるが、やはり頑張った人にはしっかり付ける。あるいは本当に嫌な仕事を率先してやるような人たちにはそれなりの評価をしていくと。普通の民間企業がやっているようなことが入れればそういうこともあるのかもしれないが、たぶん一律だとしたらやりたくないことは全然やらない方がいいわけだし、でも行政の仕事はやらなくてはならないからこういう手当を付けるからやってくださいということになっていると思う。</p> <p>・だから、根本的に行政の仕事というのは何かというのをしっかり決めて、もう一つ特殊勤務手当を残すものは残していただいてもいいが、望月委員が仰ったように、年度初めに職員の給与表が出て、それ以外に特殊勤務手当としてこういうものがありますということを市民が知ってくれればよい。もしそれで市民が認められないということであれば投書で来るわけだから、その辺を明らかに</p>

	<p>していくことが一番大事じゃないかなと思う。</p> <p>・ 今回の案の中でも説明責任、ちゃんとした理由を付けて公開していくことが大事じゃないかと思う。</p> <p>・ 当然、現業部門で最初から業務として決まっているものが、手当があるのはおかしいと思う。</p>
(村松委員)	<p>・ 市の職員というのはパブリック・サーベントと言うように、元々本当に一般市民ができないことをやってもらうということで、それを承知で試験も受けるだろうし、原則廃止というのが当たり前だと思う。救命救急士も、救命救急士で入るんだから、それに月額4,000円が付くというのは2重ではないか。</p>
(副市長)	<p>・ 救急救命士が救急車に乗ると一回200円で、資格として月額5,000円ということで両方もらえる。</p>
(村松委員)	<p>・ 静岡市や掛川市はそういう手当がないということか。</p>
(副市長)	<p>・ はい。</p> <p>・ 救急救命士制度ができたのが10年ちょっと前で、当時は各消防署になかった。専門学校が出来て、そこで救命士としての勉強をしてもらって、それで徐々に入ったということで、現役の消防士もこの資格を取るように勧めている。将来的な意味もここに含まれている。</p>
(望月委員)	<p>・ 救急救命士の手当というのは何となくわかる。だが、救急出動手当というのは、消防士というのは救急出動があるというのは初めからわかっている話なのではないか。あの防災センターで事務をとることが消防署に入ることなのか。消防署というのは火事を消すのが本来業務ではないか。</p>
(杉山委員)	<p>・ それは既に、給料で格付けがされている。し尿などもそうであるが、それをやるということで給料もそういう給料になっている。そこに手当があるというのは基本的には矛盾なので、特殊な事情があるものについては残すというのが原則だと思うが、基本的には消防は消防をやるために入ってきて、そのために一般の給与基準とは別にあるわけだから、その中でやるのが前提である。</p> <p>・ そういう整理を一度して、その中で、本当に特殊かどうかということ。そういう見直しを一度した方がよいと思う。</p>
(山本委員)	<p>・ 特殊勤務手当について、皆さんと同じようなことを私も感じた。あと、先程望月委員が仰っていた住居手当のことも書いていただきたいし、世帯主だから</p>

	<p>4, 000円というのも根拠がはっきりしていないし、そこについての廃止ということを書いていただきたいということ。</p> <p>・それと、通勤手当のところの文言であるが、最後の方に「明確に根拠を示せないのなら、国または県に準じた制度とすべきである。」というふうに書いてあるが、市役所に通勤してくることを考慮すると、一概に国や県とは違うのではないかと思うので、このところは準じた制度というよりも、明確に根拠を示せる制度に変更すべきであるとした方が、ニュアンス的にはいいのではないかと思う。</p>
(小松委員)	<p>・私は前に、お金でやってもらえるものがあればそれもいいという話をさせていただいたが、こうやって細かく一つずつを見ていくと、やはり望月委員が仰ったとおり、それは違うでしょうというものがあり、たくさんある印象がある。</p> <p>・もうここまで議論しているので、一つずつ検証してしまってもいいのかなという気がする。</p>
(大石副会長)	<p>・先程出た救急出動手当というのは、消防署職員対象なのか、一般の職員対象なのか。</p>
(山田副市長)	<p>・消防職員だけである。</p> <p>・参考までに、焼津市は一台の救急車が平均すると1日3回出ている。</p>
(大石副会長)	<p>・私たちの世界で言うと、何か資格を取った時はその資格を持ってるから別に給与に反映されているわけではなく、通信などで資格を取った時に、多少の報酬をその時だけ与えて、あとは当然仕事として本来は持っていてほしいわけなので、そういった形で出来ないか。一つ一つ見て、民間、市民目線から見てちょっとおかしいものは外して行くのが原則ではないかと思う。</p>
(坂本会長)	<p>・全国各地に商工会議所、商工会が配備されており、そこに経営指導員制度がある。商工会議所の経営指導員は、中小企業診断士の資格を取っている人を採用しなさいと。採用してから中小企業診断士の学校に通わせるのは税金泥棒だと。そのことを大石副会長から言っていたのだと思う。</p> <p>・特に2番の職員の諸手当の中の、業務の特殊性が明らかに認められるもの、それはともかくであるが、本来業務ではないかとか、周辺の市町を見て、焼津市だけ出ているというのも実はある。そうすると、望月委員が最初に仰られたように、原則的には廃止という形での議論の方が、市民の感情にあっていることなのかなと。根拠を説明する必要があるということもさることながら。</p>

	<p>そのように補足をしようと思うがいかがか。委員の総意として。よろしいか。</p> <p>・それから通勤手当のことにに関して、何かおかしいなというところがあったりした。この辺のことにに関して、国、県に準じた・・・ではなく、明確に根拠を示せる制度にした方がよいというご意見が出た。</p>
(望月委員)	<p>・国は5km単位で、焼津市は(近い通勤範囲は)2kmである。例えば3kmという人は結構いると思うが、現在焼津市の場合5,500円である。国は2,000円。だから、区分の仕方、金額を地方自治体に合った形にした方がよい。</p>
(五十右委員)	<p>・自転車とバイクと車で違うのだったか？</p>
(山田副市長)	<p>・焼津市の通勤手当は2点おかしいところがある。自転車で4km走って来ても、自家用車の通勤手当は出る。それが一つ。それから、そのベースとなっている1kmあたりの経費がおかしい。つまり、多めに設定してある。考え方は、車が今150円/kmで、1ℓあたり10km走るという設定で、あと、例えば自動車保険、それから1年間の通勤がだいたい260日で計算をしていくともっと額は下がる。だから、(今の設定では)1kmあたりの単価も高くなっている。その2つが今問題になっているところである。</p>
(五十右委員)	<p>・今、2つ問題があるということだった。一概におかしいとも言えないと思う。雨の日は車で来るかもしれない。晴れの時は歩いたり自転車で行くということも。先程の本来業務だから支払わなくてもいいとか、嫌な仕事だから手当を付けている、では何が嫌で嫌ではないかというのも人によって違うだろうし、本来業務だからそんな手当は付けなくていいというものもある。</p> <p>・それで、今の通勤手当もそうだが、捉え方というのはいろいろあるなど。市民目線といっても人それぞれ違うんだなと今日あらためて感じた。だから、それでもやっぱり、特殊勤務手当も、通勤手当も、いろんな人が納得できる数字を出していただきたいと思う。</p> <p>・私としては、歩いて行っても自転車で行ってもバイクで行っても車で行ってもいいと思うが、じゃあ、車で行ったらガソリンがこういう価格だからこういう手当を出しているということでもいいんじゃないかと思う。その人が歩こうと自転車で行こうと、それはまあいいんじゃないかという気もする。だからそれだけ余分にもらっている人もいるかもしれないが、いやそれはおかしいよという人もいるかもしれないが、いろんな考え方があるなと思う。</p>
(山田副市長)	<p>・通勤手当というのはあくまでも実費弁償である。そこで差額が生じると、確定申告をしなければならないという問題がある。正確には。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今日は雨が降るから車でということはできない。これは、私の通勤手段はこうであるという届け出をするからである。そうしないと、途中で事故があった時に公務災害にならない。</li> </ul>
(村松委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ちょっと違う視点から見ると、ぜひ近い人は自転車通勤、歩き通勤をして欲しい。なぜならば、本当に地球温暖化とかいろんな問題があるのに、市役所としたら皆の前で実践して、ノーカーデーもあるので、全体が一丸となってやっていただくのが一番いい方法じゃないかと思う。そうすれば通勤手当も減っていくはずである。</li> </ul>
(望月委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3 km以内の人には自転車を支給するとか。その代り通勤手当はなし。</li> <li>・見ると、国は1 km500円で、焼津市は1,000円くらいである。基本的に倍くらいになっている。それは明らかにおかしい。だからそのことも広報に載せて欲しい。</li> <li>・通勤手当に関しては、特殊勤務手当と同じように手厚い手当が行われている。焼津市として特殊性が認められているわけではない。切るとか切らないとかの話ではなく、国とか県などを参考に見直しをすべきだという文章でいいじゃないかと思うがいかがか。</li> </ul>
(坂本会長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3つ目の選挙事務に係る手当の支給についても、「市民の立会人に支給する手当の金額との性質の違いが明らかでないなどの課題がある。客観的事実と法的な根拠により説明すべきである。」というふうに案として書いたが、これについて議論をしていただきたい。</li> </ul>
(望月委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このとおりだと思う。例えば選挙事務に係ることを民間に委託するとか、そういうことを検討したことはあるのか。全国では民間がやっているところもありますよね。</li> </ul>
(村松人事課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期日前投票については、受付業務についてある。</li> </ul> <p>当日は、高校生を募集した時に、同じような形で配置したことがある。</p>
(望月委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そういう経緯を、市の職員が全部をやる場合と、民間にある程度委託するという形で試算したことはないのか。経費について。</li> </ul>
(村松人事課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会で検討していると思う。全てをやるというのはなかなか難しいと思うが。</li> </ul>

<p>(望月委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100%は難しいだろう。重要な部分は市の職員がやらざるを得ない。要は、選挙へ行くと、機械から投票用紙を出している職員がいるが、あれは誰でも出来るんじゃないかという。わざわざ数万円の人件費を払ってやるような業務なのかなと。</li> <li>・ 個人情報だとか、不正だとかが行われないようにコントロールしなければならない係とか、いろいろあるが、ここは公務員がやる、ここは委託でやるというふうに分けた時に、かなり安い金額になるんじゃないかと。</li> <li>・ 1日の日当は何万円かでしょう。普通であれば、一般の方には一日拘束してもそんなにはならないですよ。何千円か1万円前後である。そうすると、簡単に言えば経費が半分で済む。</li> </ul>
<p>(坂本会長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法だとか、選挙管理委員会がどうなっているかわからないが、必ず31ヶ所にある投票場所について、行政職の職員が立ち会わなければならない法的根拠があるのかもしれないが。</li> </ul>
<p>(良知委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的に、それはそんなに厳しくないんじゃないか。考えてみると、期日前投票はシルバー人材センターの方へ頼んでやって出来ているわけである。人材センターへ払う金額は微々たるものだと思う。要は、この業務を担うためにはこういうルールの下でこういうことを守ってくださいという中で、実際にやっているわけである。だから、当日も出来ないことはないと思う。</li> <li>・ 今年（の選挙）は、いつもより職員が少ないなとは感じた。今、望月委員が仰ったように、現実に期日前投票で出来ているのであれば、出来るのかなと私は思う。</li> <li>・ もう一つ申し上げたいのは、期日前の期間は、あの長い期間でなければいけないのか。もう少し短い期間でもいいんじゃないか。あの期間でなければいけないことになっているのか。</li> </ul>
<p>(村松人事課長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ はい。</li> </ul>
<p>(坂本会長)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立会いはともかく、実際に選挙に係る者に関して、行政職が行うべき基本業務であるといつて、そういうふうになっていけばいかんともしがたい問題だが、望月委員、良知委員が仰っているのは、単純業務と言うと申し訳ないが、行政職でないといけない業務以外に関して、同じような仕事をやっていて、片方は時間給700～800円で、片方は何千円というのはどうであるかという。</li> </ul>
<p>(杉山委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙事務であるから、公権力の行使に係ることだから、これは全面的に委託</li> </ul>

	<p>というのは馴染まないと思う。今現実に行われているように、全体管理が行われればいいわけだから、実際の事務を行う中で、これは公務員でなくてもしっかり監視が届くので、不正は行われにくいしきちりできるということが確認できるのであれば、その部分においてはアルバイト等を導入することは可能だと思うが、全面的にというのは私は難しいと思う。</p>
(坂本会長)	<p>・今、杉山委員が仰っていただいたように、トータルで可能な限り改革をしていくのが一般的な考え方なのかなということで皆さんの議論を聞いていた。そのような形で、下の3行のところを書き変えた方がいいのかなと。どうか。</p>
(望月委員)	<p>・確かに選挙は5年の間に最低でも5つはあるというものであるが、公務員と言うのはボランティアというのではないのか。一般の人は、今回の東日本大震災に関わることに以外にも、行事だとか、市のイベントに関して、市民はけっこうボランティアをしている。例えば選挙事務は強制ではなくしてボランティアでやり、その足りない部分を民間へ委託するとか。そういうのではないのかなと。</p> <p>・それとなおかつ、市の職員がこれだけ市民目線だとか行革の大綱で協働という意識を持っていただいているのであれば、市の職員組合の方から、選挙事務についてはボランティアでやりましょうよという、そういう考えとか、意見とかというのは出てこないのかと、期待はしているが。</p>
(坂本会長)	<p>・今望月委員が仰ったのは、お考えはよくわかるが、しかし選挙事務というのは行政の本来業務である。それをボランティアというのは非常に難しいかもしれない。行政としての本来業務に有給休暇とって行って来いというものだと。</p>
(望月委員)	<p>・いや、民間でお願いをしている立会いととの差は何なんだということ、たぶん広報へ出せば皆そう思うと思う。だからそれを、ボランティアというのか、時間外とかではなく、市本来の業務であるから率先して出ますよという、民間の人たちのレベルとほぼ一緒、けども拘束時間が長いから、立会人は8,000円だが10,000円くらいとか。そうであれば、こんなに朝早くから夜の開票までご苦労さんでしたということになると思う。</p>
(杉山委員)	<p>・条例で手当というのが決まっている。他の手当との均衡があってその金額になっている。では職員の数を減らせるかということ、規定があるわけだから、それを無視することはできないという事情がある。</p> <p>・ただ、そうはいつでも実際に人事の方でやっているのは、受付事務についてはアルバイトでやろうとか、全体を見るのは管理職に来てもらえば手当てがないから、そういう方法を具体的にとっている。</p>

<p>(坂本会長)</p>	<p>・それでもなお、今そういう問題があるので、それはもうちょっと工夫の余地があると思うので、それはもうちょっと当局の方へ任せればと思うが。そういう努力をして欲しいというくらいでどうか。</p> <p>・選挙事務に関わる手当てに関しては、いろいろ今言った国や法律の絡みだとか、公務員の職務というか、選挙事務そのものが本来業務ということで、非常に悩ましい問題があるが、焼津市だけ抜きん出て変えるということは難しいような感じがしてならないが、市民感情としては意見がある、こういう対処の仕方があるじゃないかということについて、引き続き検討されたしというような形で提言を出せばいいということで、ちょっとまとめた文書についてあらためて提示させていただく。</p> <p>・それから、今回の答申案に欠けていた住居手当に関してであるが、これは山本委員から、非常に不公平感が多いということの中で、原則的には廃止のような形で・・・</p>
<p>(山本委員)</p>	<p>・私は、特殊勤務手当てのところ、支出の根拠を説明できないものは原則的に廃止をしていただきたいという文言を入れていただくということだったので、その中に住居手当も含めて、一緒に入れていただいたらどうかと思った。</p>
<p>(坂本会長)</p>	<p>・2番の文章の中に「住居手当等」という文言を入れるということですね。いいですかここはそれで。</p> <p>では1番はどうか。</p>
<p>(杉山委員)</p>	<p>・今まで人事のことでやってきたが、人事のことはかなり限界まで来ているかなと私は思っている。それで、抜けているのは、仕事をなくさないで人を減らせという議論であるから、企画の方で行革の方をもっと推進していただいて、本来、市がやらなければならないことなのか、民間でもいいのか、そういう議論をすることによって事務を減らして、それで人を減らすということ、この中に入っていないので、それはぜひ入れて欲しい。</p>
<p>(坂本会長)</p>	<p>・杉山委員が毎回この委員会の中で言うてくださっている、適正であるということは、行政、民間の役割が極めてファジーな中で、拡大解釈すればいくらでもいいことになるし、非常に解釈を協議すればもっと減るんじゃないかという議論もある中なので、永遠に掛かる課題のような気もするが、しかし文章の中では入れておいていただく方がいいんじゃないかと思うので、それを付け加えるようにしたい。</p>
<p>(良知委員)</p>	<p>・この項目が出た時に非常に悩むのが、なぜ適正化計画を達成できなかったかのお話を聞いたときに、いろいろな業務の話を聞かせてもらい、その辺は杉山</p>

委員が仰った部分、そことの兼ね合いが定数との削減と関係するのだが、今日の議事の5番目に出ている機構改革、こういう部分も一緒にやらないと、定数の削減になっていかないような気がする。

・定数の削減というのは業務の見直しもちろんあるし、どういう組織体を作っていくかということも削減になっていくと思うので、そこと一緒に話して欲しいなというのがある。例えば、組織をあまりにも細分化してしまうと、そこでこの課が10人必要だといってやっていると、部としては結構な人数になって、それがまた積み重なって全体としては結構な人数になるということになる。

・私は、行政は凄いなと思っているのは、民間にいて非常に苦勞した部分の中で、例えば、いろんな合理化をするときに、マルチ・ジョブ・トレーニングというのをやるが、その時は結構問題を解決するのが大変だった。が、行政の方はいろんなしがらみの中で癒着関係を作らないということがあるのだろうけれども、3年間くらいで仕事が変わっていくというのは、とても私はいいことだと思っている。

・そしてもう一つは、行政の仕事というのは、四六時中忙しいというわけでもない。オートメーションが何か動いているわけではないから、対人との関係でサービス業であるから、そうすると、色々な能力を持った仕事ができる人たちをどういうふうに活用すれば生産性が高められるかと考えた時の組織のあり方を考えて欲しいなと。その辺から定数を見直していくと。そうすると、臨時職員もそんなにとらなくていいのかもわからないと。

要は行政の生産性とは何なんだろうかと。

・もう一つは、パブリック・サーベントとして何をするかという時に、民間の場合ではコストとかデリバリーとかクオリティを考えるわけであるから、その辺は行政は、今あるいろいろなトライアルの中で、どうしていくかというのを組織改革に活かして行って、そこで定数削減にもっていき、なお且つ、行政マンが持っている能力というのを十分に発揮できるような、そういう組織改革の下で職員の定数というのを考えて行って欲しいと思っている。

(坂本会長)

・今ご指摘のあった機構改革というのは、当然機構と定数というのは表裏一体の関係にあるわけだが、お手元の資料4、5がどちらかというとな機構改革に関わる資料である。

・おそらく、私たちが、この課は何人にすべきだとか、この係は何人にすべきだとか、そこまでの議論は不可能であるから、果たしてこういう組織機構でいいのかという形の議論が限界なのかなという気がしているので、それで敢えて切り離している。

<p>(良知委員)</p>	<p>・ もう一つは、職員の定数と給与等、臨時職員数及び賃金に関しては、市長の方が見直しをしたいということで、できたら早い段階で答申が欲しいという話になっていて、それで実は、敢えて、機構改革とあわせて定数も検討していくべきということを文章の中に入れる程度の形にしようかなと思っている。 また機構改革についてはあらためて議論をするということで、今回は匂わせながら答申を出すという形にさせていただこうかなと。 それを入れるとして、1番について何かご意見はあるか。</p>
<p>(坂本会長)</p>	<p>・ 確かにスピードアップしなければならないことは感じてはいるが、この行革審議会のタームが非常に長くなりましたよね。この辺は何故なんだろうというのが素朴な疑問であるが。</p> <p>・ 今年度は概ね3ヶ月に1回程度でどうかと、後で私の方から提案しようと思っていた。解決できることは解決してから次にバトンタッチしたいというのがある。事務局もこのための事務にもとてつもなく時間が掛かるし、我々もいろいろなことを要求をしているから。</p> <p>・ しかしもっとスピードを上げてということであれば、事務局には2ヶ月に一回でも1ヶ月半に一回でも構わないと言われている。別に四半期に一回やるということがルールで決まっているわけではないから、来月やるということであれば不可能ではない。また後ほど議論したい。</p> <p>・ では1番の、職員の定数と給与等について、特に目くじら立てて定数とか給与が高いということはないが、しかし、状況を鑑みて不断の努力をして欲しいという、非常に大人しい文章になっているが。</p>
<p>(杉山委員)</p>	<p>・ ただ、例の適正化計画に関しては、実現できなかったという数少ない市町の一つであると。私が思うに、何故あの時期にあんな計画を作ったのかなと。その当時焼津市は非常に行革が進んでいて、特に公務員の定数についてはかなり少なかった。その中で他市と同じように削減するという計画を作ってしまったって、達成できなかったじゃないかという形になってしまっているということも、資料を見ればよくわかることだが、しかし、市民とすればそのことはもう発信してしまったわけであるから、入れないわけにもいかないということで、一行入れてある。</p> <p>・ 現実に、企画の方でやられているのか。市がやることと民間がやることについて。前もそう言われて来て、それに対して見直しがされていないんじゃないかということを私はずっと言っているが、そのことについて、実際に企画が検討をして、それがどういう検討をされてどうなったのかということが、全く結</p>

果として戻ってこない。

・だから、こうして発言しても、そのまま流れてしまうのではないかというのが自分の中でずっとある。せっかく行革大綱ということで作ったわけであるが、その後、実施計画を作るといってやっていたはずであるが、もうじき示しますと言われていたが、未だに出てこない。いったいつ出てくるのか。あれが出てこない限り動かないですよ。

・具体的に事務を進めない限りはできない。それがどうなっているのか。たぶん、議論されていないのだったら、もうずいぶん前から行っているのだから、その後検討してもう結果が出るはずである。だから、どうなっているのかと。いつも言わせてもらっているが、結果が全然出てこない。そうすると、ここ（会議室）で改革してもまた一緒なんじゃないか。そういう気がして最近空しい感じになっている。

・事務局で後で補足していただきたいが、杉山委員、私の認識では、私たちは重要なことに関して市長に答申、中間報告という形で出している。一番初めに出したのがアクアスのこと、その次が議会議員の定数の問題、それから先般は病院の改革のことを出した。私たちがここで出した提言に関しては、その後、〇月△日までに返事をされたいということでやっているの、病院は実際に動いてくれていて、議会に関しては残念ながら私たちが夢見た方向と擦れば遠いかもしれないが、何もしなかったわけではなく、努力をした結果としてあのような形になったがこれからもということで要求をした。

・市長に出した主な答申に関してはその都度返事は出ているが、今言われた非常に細かい事務単位のことに関して、こういうふうに変えました、処理しましたということに関して文書を欲しいなということ、杉山委員が仰られたのだと思う。

・まず、行政の役割、市民の役割、自助、共助、公助の考え方は、職員の中には浸透している。それが、第5次総合計画を平成23年度から4年間取り組んでいくが、その総合計画の中にも行政の役割ということで提示させていただき、その行政の役割について、それが必ず市の事務事業から目的として適っているかという、目的の妥当性という検討も、一つ一つの事務事業評価の方で出来るようにしてある。

・であるから、一つ一つの事務事業を、行政の役割という概念的なものから考え、その目的が上位の施策と合っているかということ、一つ一つの事務事業の中で確認しながらやっていくことで、行政の役割を再認識する。これが1,120事業くらいあるが、これは全てPDCAでやっていくので、毎年毎年、

(坂本会長)

(岩谷企画財政部次長兼企画調整課長)

	<p>行政の役割は変っていく。世の中の動きとともに。その認識でいるので、日々の事務事業の見直しの中でやっていくということ考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・それから、先ほどの行革大綱であるが、実施計画の一覧は、平成22年に前任者に提示をさせていただいてあるが、これも非常に少ないというご指摘を受けている。ただ、この一覧の中の行革プランの考え方にに基づき事務事業を見直すということを今推進しているの、毎年見直しをすることによって、この業務数も増えていくことと思う。</li> <li>・その一個一個の事務事業が、行革の大綱の一つ一つのものとは一致していないことがある。行革大綱の中にいろいろな推進項目があるが、その推進項目がどの事務事業と一致しているかという作り立てが成っていないわけである。こちらでもって作っていただいたものでやっているの、その辺を職員によく理解してもらいながら、その事務事業を一個一個見直す中で、行革大綱に入っている項目に合致すれば、当然それは推進していく項目に入っていくことで今期待をしている。</li> <li>・一つ一つの実施計画については、今、個票を全庁的に発信し、平成22年度の成果について提出するように周知している。もうじき上がってくるので、それが出来上がった時点で、次（の審議会）に提示できるかは分からないが、なるべく次回にということ考えている。</li> </ul>
(杉山委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画ができているのか？</li> </ul>
(岩谷企画財政部次長兼企画調整課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一覧表として提示させていただいている。昨年6月22日である。</li> </ul>
(杉山委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成したものが出来ているのか。案はもらったが、出来上がりのものはもらっていないはずだが。</li> </ul>
(岩谷企画財政部次長兼企画調整課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案として提示させていただいているだけであれば非常に失礼な話であると思うが。今、これで進めさせていただいている。</li> </ul>
(杉山委員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大綱との関わりがおかしいという話がここが出たが、その後、きちりしたものを出すよということだったが、その後出ていないと思うが。出ているのか。</li> </ul> <p>(手持ちの資料を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これのことですね。これについては全然議論していないですね。(これだと追っていけないということで)整理をして出してくれることになっていたはずである。</li> </ul>

<p>(岩谷企画財政部次長兼企画調整課長)</p>	<p>大綱を作ったが、脚が動かないのでどうなっているのかとずっと心配をしていた。</p> <p>・例えばこれを作るにあたり、住民目線とのいうのがあったが、住民目線というのはどういうことを考えて各課に示しているのかというのをずっと私は言っている。</p> <p>・大綱の方針となると思うが、かなり細かく踏み込んで書いてあるので、それを基に各課の方へ実施計画を作るよう全庁的に流し、その結果、それをあわせて企画で最終的に継ぎ足した。それを実施計画一覧表としてそこに書いてある。それについては一つ一つの個票が今から毎年度出てくるので、企画としてはそこで出来上がっていると考えている。</p> <p>・これから、その実施計画の中身が毎年見直しがかかるので、増えていく格好になるのと、その業績がその都度載っていくというサイクルになっていく。</p>
<p>(坂本会長)</p>	<p>・杉山委員、議題の相談をいつも事務局として、私のミスもあったのかもしれないが、私たちの行革審議会というのは、行革を進めることを審議するだけではなくて、私たちが提案、提示したことが、本当に行われているのか、あるいは、出来なかったらそれはどういう理由かという、チェック機能みたいなことも果たせということでは言われているわけである。</p> <p>・その中でせっかく動いてる中で、議題の一つとして確かにあった方が、期の半分を経過した、四半期を経過したという時に、計画どおり進んでいる、進んでいないとか、環境変化、国の法律改正の中で、その後どういう状況かという、それはそれで説明すればいいと思う。</p> <p>・我々はもう行革大綱を作ったわけであるから、その検証の仕事も請けているわけであるから、それもテーマとして会議の都度入れておくことが、情報の共有ができるのかなど。あるいは、やっているのかやっていないのかも我々がわかるしという。</p>
<p>(杉山委員)</p>	<p>・そうすると、これは現に動いていると考えて、行革大綱とこれとの関係の中で、こういうものが漏れているかどうかということとか、このことについてどういう議論がされたとか、それはここでもって次回から入れると。</p>
<p>(坂本会長)</p>	<p>・それは一つは入れましょう。確かにそうである。チェック機能というものが、言いつばなしということに関して、我々が言ったことが公正妥当に反映されているかについては気になることだから。全部やることは出来ないが、その都度その都度小出しでもいいじゃないかという気がした。次回から。</p>

<p>(岩谷企画財政部次長兼企画調整課長)</p>	<p>・今、職員の方で、個票の提出を依頼しているので、それが上がってきた時点で見えていただき、意見を述べていただければと思う。</p>
<p>(坂本会長)</p>	<p>・それでよろしいか。</p>
<p>(杉山委員)</p>	<p>・はい、私は結構です。</p>
<p>(坂本会長)</p>	<p>・ちょっと私が言わせてもらおうと、職員の数に関しては、静岡県の全ての市町の人口千人あたりの職員の数は、平成21年度データでは6.9人になっていて、それから、掛川が6.3で、磐田が7.3で、富士が6.9で、島田が7.7。全県平均が6.9人で、焼津市が6.1人となっている。0.8人くらい少なくなっている。ただ、藤枝を見ると5.6となっていて、富士宮が5.1となっている。だから、一番最低でもない。かなり努力をされているということはあるが、さらにということで数字を入れたほうがいいかなと。</p>
	<p>・もう一つ気になるのが、ラスパイレスの、いわゆる賃金に関してちょっと見ると、平成21年のデータでは、ここ10年間くらい、焼津はずっと上がっている。他が下がっている中で焼津は上がってきている。</p>
	<p>・例えば、当日配布資料9を見ると、平成22年度が101.2となっている。100が平均であり、この1.2ポイントが大きいのだが、それと、21年度が100.4となっている。そして20年度が100となっている。19年度が98で、18年度が97となっているから、このところ上がってきており、平均を上回っている。焼津が100以下の時代は平成19年度で終わってしまっている。</p>
	<p>・101.2というのはどういう数字かというと、さっき言った掛川が99.7、磐田が97.7、藤枝が101.6となっているので、目くじらを立てるほどではないが、ずっと100以下だったのが、20年度から超えている。</p>
	<p>・この辺のことも状況を明らかにしながら、定数のことと給与のことに関して、このことも謳いながら言った方が説得力があるのかなと感じがちょっとした。概ね文章そのものはこれでいいのではないかと、皆さん方から特に異論はなかったのだが、具体的な定数と給与のところで、今私が言ったこと、安心できる状況でもない、少し、望ましくない方向に数字が出ているということも事実であるから、これはやはり改革が必要であると。近年こういう傾向が見られるとした方が住民感情に合っているのではないかと。資料にある実態に即した答申になるのかなと思ったので、事務局で用意していただいた文面をそういうふうにした方がいいのではないかと思った。皆さんいかがか。</p>

<p>(坂本会長)</p>	<p>(異議なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本当はここで一言一句直せばいいが、そんな状況ではないから、今日は実は、臨時職員の関係や機構改革についてやりたかったが、職員定数・給与については本丸中の本丸ということで、異常なくらい時間を掛けてしまい申し訳なかった。大方、一つの方向が出たような気がするので、①と②に関しては、事務局と相談して、早急に文章をまとめて、皆さん方にお送りし、赤ペンを入れていただき調整をしていき、それでよいということになれば、次回の審議会を待たずに、来月あたり、市長の方へ答申というか、中間答申という形で出した</li> <li>い。</li> <li>・ それから、臨時職員に関しては、もう時間が来ているが、ちょっとだけ問題提起をすると、行政職の減少傾向は著しいわけであるが、もう一方のデータを見ると、臨時職員の数は年々増えているというのが実態で出ているというふうに思う。しかも最近の臨時職員は、一般職とほとんど変わらないような立派な仕事をやってらっしゃる方がいる中で、時間給を見ると驚くばかりの、最低賃金をようやくクリアしているような、そういう方がいらっしゃるような感じもする。</li> <li>・ ぜひ次回、臨時職員の数と賃金について、あぶり出した方が、一般職員のためにも、頑張る臨時職員のためにもなるのではないかとということで、やらせていただきたい。</li> <li>・ 併せて言うと、先ほど大石副会長が言ってくださった、職員の評価、人事評価、職員の研修に関するところが、主な議題になるのではないかと。併せて、杉山委員が言ってくれた、行革の大綱に基づく、実施の事業に関し、毎回毎回小出しにしながら議論をしていくというようなことも、次回にやりたいと思っている。</li> <li>・ あと、次回に関して、良知委員から、もっと頻繁にやった方がいいんじゃないかという議論があった。一応、案とすると、次回は7月頃ということであるが、もっと早くということであれば、事務局に負担を掛けてしまうかもしれないが、今年の計画は私は3ヶ月に1回くらいを考えてはいたが、急を要することがあれば当然頻繁にやればよいと思う。</li> <li>・ 議会もあるので、それとの調整もある。議会が終わるのはいつだったか。</li> </ul>
<p>(事務局)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月28日である。</li> </ul>

(坂本会長)	<p>・そこまでは議会対策等で事務局がバタバタしている状況なので7月としたが、いかがか。</p>
(望月委員)	<p>・議会があるのはずっとあるわけで、初年度のときの、大綱を作ったときは、大体1ヶ月に1回、ないしは1ヶ月半くらい。去年は6回くらい。特に、昨年の秋以降は、3ヶ月に1回とか4ヶ月に1回のペースであった。だから、今回の職員の手当、賃金等についても、なんか、6ヶ月も掛かっているが、現実には2回か3回くらい。会議が、冒頭のところが、過去のことを思い出したりしていると、実際熱が入ってそれだけの議論をする時間というのはほんのわずかしかない。</p> <p>・だから、僕は個人的には、もし当局の方が予算とかがなければ、市の方が依頼をして応募した委員は賃金はいらぬから、報酬は。でないと、審議会自体が行革されなきゃならないような。これで効果があるのかと思うんですよ。効果なり成果なり、何か出てこない、委員として、委員会として存続する意味がない。と、僕は個人的に思っている。</p> <p>・だから、予算があって報酬が支払われないということであれば、報酬を支払わないようにすればよい。議会があることが理由になるなら、なぜ一昨年は10回近くやれたのかなと。</p>
(坂本会長)	<p>・望月委員、それは私の方から説明する。大綱を作るというのは、これはかなり力を入れなければならないことで、無から有を生み出すものであるから、それで頻繁にやらざるを得なかった。それで、一つの成果物が出来たということである。それから、一番急を要するのは病院であったり、アクアスであったり、議員の数だとか報酬に関して、非常に皆さんの関心が高いところで、そこに関しては時間を掛けてやってきた。</p> <p>最初の年は大綱そのものを作らなければならないということで、納期との戦いであったということであった。</p> <p>・いろいろなことを提言してきた中で、それが100%報われはしなかったかもしれないが、多くの議論をしていただき、焼津の市政を変える勢いになっていることは、客観的に見て一定の評価が出ていると思うが。</p> <p>・別に、市の方が3月に一度、4月に一度と言っているわけではないから、議会は6月にあるから、議会の前の5月でもよい。</p> <p>私もいくつか関係しているが。大石副会長も。大石副会長は（他のところで）どのくらいの頻度でやっているか。</p>
(大石副会長)	<p>・ケース・バイ・ケースである。</p>

(坂本会長)	<p>・だから、大綱の作成とかが終わった次の、チェック機能が中心という形になると、減ってきますよね。</p>
(大石副会長)	<p>・次のテーマは、臨時職員、職員研修、人事評価、機構改革・・・とあるが、新しい行政組織をどうしたらいいかということを集散的に、7、9、11月くらいにやるとか。職員の定数・給与が間延びしてしまったような気がする。</p>
(坂本会長)	<p>・案としては7月と言っているが、もう少し前倒した方がいいのかなと、皆さん方のご意見を聞いていて思った。事務局どうか、対応は出来るか。</p>
(事務局)	<p>・会場と副市長の予定、あと、会長と皆さん方の予定を聞いてからとなるが、できれば議会中はいろんなことが起こるので、やはりそちらに万全を尽くしたいので、やるのであれば5月の下旬か、7月初めかということをお願いしたい。</p>
(坂本会長)	<p>・流れがあるので、5月下旬くらいで皆さん方がよろしければそうしましょうか。</p> <p>(調整の上、5月30日午後決定)</p>
(坂本会長)	<p>・その前に、今日の間答申に関しては、事務局と相談してまとめて、皆さん方にメール配信等して、問題があれば赤ペンを入れていただき、直したものをさらに開示して、問題のないところで答申をします。ご都合つければ来ていただくと。そんな感じでいいのではないかと思います。</p>
(事務局)	<p>・一つ提案といいますか、皆さんにご相談をさせていただきたい。この行財政改革審議会が始まる時に、しっかり伝えておけばよかったが、皆さん方の任期について、はっきりいつだということを明示していない。私は、第1回目の時から皆さんとお付き合いさせていただいており、通常こういった審議会は2年くらいであり、既に2年経過したところである。先ほどの議論の中にもあったが、大綱を作ることがまず第一の目的であり、その次の段階で、個々の検証に入らせていただいている。</p> <p>・そういった中で、エンドレスになってもちょっと困るかなということで、できましたら、今年度を一つの区切りとして考えていただきたいと思います。先ほど、この審議会の回数が少なくなっているということであるが、とりあえず、皆様方の審議の任期を、今年度いっぱいということで考えていただければと思います、提案させていただく。</p>
(坂本会長)	<p>・この種の審議会に関して、任命期間があるのは実に普通だと思うが、いろん</p>

	<p>なことがあって、いつまでということがなくて私たちが指名を受けたという、珍しいパターンじゃないかと思うが、その後、更新をするしないは別にして、一般的には2年ということで、その2年がもう過ぎてしまっているということであるから、3年で一区切りにして、また必要であれば、いや、必要があればではない、私が見ていると、皆、必要がある方々ばかりで、これほど、市の未来に関して憂いながら、真摯に議論している方が、よくぞ集まってくれたなと私は思っている。ただ、制度上、区切った方がいいのではないかと、そういうことで部長がご指摘いただいたわけであり、そのとおりだと思う。</p>
<p>(大石副会長)</p>	<p>・何をもって区切るかである。先ほど杉山委員が仰った、実施計画が見えない中でも実は動いているというのがある。この22年度で実際動いているわけである。その結果を見させていただき、それについてどうだこうだというのを、やはり今年度やって終わるという形で。その他のこともあるが、この委員の依頼を受けたのも、大綱及び実施計画が動き出していくというのを見て、次に渡していくというのが、流れとしてどうかと思っている。</p>
<p>(杉山委員)</p>	<p>・進めるのに、今まで、言っても戻ってこないということがあったので、ちょっと資料を事前にお願ひしたいがいいですか。それによって、実施計画をチェックするということ。</p> <p>・欲しいのは、実施計画を作るにあたって、行政の守備範囲というのが当然あると思うので、それを具体的にどういうふうに捉えたのか、どのように考えて作られたのかというのが一つ。</p> <p>・それから、住民目線というのを具体的にどういうふうに捉えて実施計画を作られているのか。基本的な考え方を。</p> <p>・それから、広域行政が今までずっと出てきているが、この中で、広域でない出来ない事務と、広域で実施した方が効果がある事務があると思うが、それを具体的にどういうように検討されて実施計画に表されているかというのが一つ。</p> <p>・それから、市民協働というのがあったが、これについても具体的にどのように考えて実施計画に反映されているのか、考え方を教えていただきたい。</p>
<p>(坂本会長)</p>	<p>・たくさんあったが、杉山委員、メモか何か出していただければと思うが。指示と違うことを出されても困るでしょうから。</p> <p>それではこの後の日程もあるでしょうから、次長お願いします。</p>
<p>3. 閉会</p>	<p>・皆さんどうもありがとうございました。以上を持ちまして第16回行財政改</p>

(事務局)

革推進審議会を閉会いたします。次回の案内であるが、5月30日の午後1時30分から4時30分ということをお願いしたい。会場はこの603号室である。

・今回については、資料の面で申し訳なかったが、次回からは前もって資料の方を入れさせてもらうようにする。

・それから、杉山委員が今言われた、実施計画の個票については、今回はちょっと難しいと思う。5月30日というのはまとめの最後に入っていると思うので。先ほど言われた4つの項目については確認するが、個票についてはまとめが5月30日まで出来るかどうかはまだ確認がとれないので、申し訳ないがその方はなしということをお願いしたい。以上でございます。ありがとうございました。